

ひた森人材バンク事業実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は日田地域における適地への再造林を着実に進めるために必要な人材の確保・育成を図るため、造林・育林への従事を希望する者（以下「担い手」という。）及び、担い手の活用を希望する林業者の情報を登録し及び提供することを目的に実施するひた森人材バンク事業（以下「人材バンク事業」という。）について必要な事項を定める。

(登録対象担い手)

第2条 人材バンク事業の登録の対象となる担い手は、造林・育林の経験者又は造林・育林に係る研修修了者とする。

(ひた森人材バンク登録申請等)

第3条 人材バンク事業に登録しようとする、担い手は人材バンク登録申請書（ひた森の担い手用）により会長に申請する。

2 会長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、登録の要件に適合するときは、当該申請者（以下「ひた森の担い手」という。）に登録決定を通知するとともに、ひた森の担い手名簿に登録する。ただし、未成年者の申請に当たっては親権者の同意が得られていることを要する。

3 会長は、当該申請者が次に該当するときは、第2項の規定による登録を行わないものとする。

(1) 登録することが適当でないと会長が認めたとき。

(登録対象林業者)

第4条 人材バンク事業の登録の対象となる林業者は市内において林業を行う個人及び法人並びにその他の団体とする。

(林業者の人材バンク登録申請等)

第5条 人材バンク事業に登録しようとする林業者は、人材バンク登録申請書（林業者用）により会長に申請する。

2 会長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、登録の要件に適合するときは、当該申請者に登録決定を通知するとともに、林業者名簿に登録するものとする。

3 会長は、当該申請者が次に該当するときは、第2項の規定による登録を行わないものとする。

(1) 登録することが適当でないと会長が認めたとき。

(登録情報の閲覧)

第 6 条 第 3 条第 2 項の規定により登録された、ひた森の担い手は林業者名簿を、前条第 2 項の規定により登録された林業者はひた森の担い手名簿を閲覧することができる。

(情報提供)

第 7 条 会長は、必要に応じて登録された、ひた森の担い手及び登録された林業者に対して、ひた森の担い手名簿及び林業者名簿に登録された情報の提供を行うものとする。

(登録者の交渉等)

第 8 条 会長は、登録者が行う雇用に関する交渉及び契約については、直接これに関与しない。

2 前項の交渉及び契約に関し発生した一切の問題等については、登録者間で解決するものとする。

(登録情報の変更)

第 9 条 登録者は登録に変更が生じたときは、速やかに人材バンク登録情報変更申請書により会長に申請しなければならない。

(登録の取り消し)

第 10 条 登録者は、登録の取消しを希望するときには、会長に届け出なければならない。

2 会長は次の各号のいずれかに該当するときは、人材バンク事業の登録を取消すものとする。

- (1) 登録者から人材バンク登録取消しの届け出があったとき。
- (2) その他登録を取消すことが適当であると会長が認めたとき。

(個人情報の保護)

第 11 条 登録者は、人材バンク事業に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この登録が取り消された後においても同様とする。

附則

この要綱は令和 6 年 3 月 6 日から施行する。